

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構  
情報公開に関する開示・不開示の審査基準

〔平成16年5月10日  
制 定〕

改正 平成17年3月29日

改正 平成29年9月21日

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）に法人文書の開示請求があったときは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）により、開示請求に係る法人文書に次のいずれかが記録されている情報（不開示情報）を除き、開示請求者に当該法人文書を開示する。

1. 個人情報（法第5条第1号）

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益（名誉、感情などを含む。）を害するおそれがあるもの。

例えば、

- (1) 職員の自宅住所・電話番号等
- (2) 人事選考関係資料（氏名、履歴等）
- (3) 健康診断・カウンセリングの記録
- (4) 懲戒処分関係情報（氏名、懲戒内容等）など

ただし、個人情報であっても、次の情報は開示する。

イ. 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報。

例えば、

- ①研究者総覧
- ②叙勲・褒章受賞者名簿など

ロ. 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報。

ハ. 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分。

例えば、文書に付された総務課長、総務係長等の職名など（氏名等の個人を特定できる部分があるときは、個人識別性のある部分を除き開示する。）

2. 独立行政法人等非識別加工情報等（法第5条第1号の2）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に規定する独立行政法人等非識別加工情報若しくはその作成に用いた保有個人情報から削除した記述等若しくは個人識別符号。

### 3. 法人等情報（法第5条第2号）

法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ. 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

例えば、

①「民間等との共同研究」等に関し、相手方から提供されたノウハウ

②工事請負者施工成績一覧など

ロ. 機構の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの。また、公にしない等の条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。

例えば、

①企画立案の資料

②アンケートの回答等で公にしないとの条件が付されたものなど

ただし、法人等情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示する。

### 4. 審議検討等情報（法第5条第3号）

国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、次に掲げるもの。

イ. 公にすることにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの。

例えば、

①報告、答申等で現在検討・審議中のものの記録

②現在検討中のものの記録

③人事選考（採用、昇任等）の記録など

ロ. 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの。

ハ. 特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあるもの。

例えば、機種選定や仕様策定に係る検討記録など。

### 5. 事務・事業支障情報（法第5条第4号）

国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務・事業に関する情報のうち公

にすることにより、次に掲げるおそれのあるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

イ．国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ。

ロ．犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ。

ハ．監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ。

二．契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ。

例えば、

①入札前の予定価格、積算内訳書

②機構が当事者となっている訴訟に関する資料など

ホ．調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ。

例えば、科学研究費補助金研究計画調書で採択前のもの、又は不採択のものなど。

ヘ．人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ。

例えば、

①人事異動原案

②人事選考（採用、昇任等）関係資料

③勤務評定関係記録など

ト．独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ。

## 附 記

この基準は、平成16年5月10日から実施し、平成16年4月1日から適用する。

附 記（平成17年3月29日）

この基準は、平成17年4月1日から実施する。

附 記（平成29年9月21日）

この基準は、平成29年9月21日から実施し、平成29年5月30日から適用する。